また、同調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシオマネキ、準絶滅危惧として掲載されているヌノメカワニナ、オキナワミズゴマツボ及びゴマセンベイアワモチその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているハリツルマサキその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されるものと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、南城市教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づき、必要な幅員を有した自転車歩行者道、右折車線、バス停車帯及び線形等の良好な道路の整備を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、東側拡幅案（以下「申請案」という。）、バイパス案及び西側拡幅案の３案による検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数が最も少ないこと、土工延長が最も長く、土工量は中位であるが、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、道路構造令に定める幅員を有した自転車歩行者道、右折車線及びバス停車帯が整備されておらず、線形不良区間が存在するなど、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、南城市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　沖縄県南城市役所

○国土交通省告示第五百六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

第一に次の一号を加える。

二十三　直交集成板（ひき板又は小角材（これらをその繊維方向を互いにほぼ平行にして長さ方向に接合接着して調整したものを含む。）をその繊維方向を互いにほぼ平行にして幅方向に並べ又は接着したものを、主として繊維方向を互いにほぼ直角にして積層接着し三層以上の構造を持たせたものをいう。以下同じ。）

別表第一に次のように加える。

第三第一第二十三の建築材料の項（は）欄第二号に掲げる	直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号。以下「直交集成板の規格」という。）に規定する直交集成板の規格

別表第一第十二号に掲げる建築材料の項（は）欄第三号中「ＪＩＳ　Ａ　一四一四（建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験方法）―九九四の六．八の軸方向圧縮試験」を「ＪＩＳ　Ａ一四一四―二（建築用パネルの性能試験方法―第二部：力学特性に関する試験）―二〇一〇の五．一の面内圧縮試験」に改め、同欄第四号中「ＪＩＳ　Ａ一四一四（建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験方法）―九九四の六．一〇の単純曲げ試験」を「ＪＩＳ　Ａ一四一四―二（建築用パネルの性能試験方法―第二部：力学特性に関する試験）―二〇一〇の五．三の曲げ試験」に改め、同欄第五号中「ＪＩＳ　Ａ一四一四（建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験方法）―九九四の六．九の局部圧縮試験」を「ＪＩＳ　Ａ一四一四―二（建築用パネルの性能試験方法―第二部：力学特性に関する試験）―二〇一〇の五．二の局部圧縮試験」に改め、同欄第七号中「ＪＩＳ　Ａ一四一四（建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験方法）―九九四の六．七の温度及び湿度による変形試験」を「ＪＩＳ　Ａ一四一四―三（建築用パネルの性能試験方法―第三部：温湿度・水分に対する試験）―二〇一〇の五．一の温度に対する性能試験」に改め、同表に次のように加える。

第三第一第二十三の建築材料の項（は）欄第二号に掲げる	一　寸法の基準値が定められていること。	一　一号第一第十二号に掲げる方法によること。
	二　弾面分に面内性内圧用内係数縮い圧縮の強る場のと。基準値が定められた圧縮の応力が面あつ生ずる部内ら縮は、それの	二　面定内は面内圧次縮強さ及び掲げる方法によること。 イ　建築材料第一第十二号に掲げる建築材料の項（は）欄第三号に掲げる方法による面方向内法面内圧縮の弾性係数は、圧縮又は圧縮の弾性と同性係数等を以数の測定に測定した荷重―変形関係に掲げる方法により得られた荷重―変形関係を用いて求めること。 ロ　面内圧縮の弾性係数は、圧縮又は圧縮の弾性と同性係数等を以数の測定に測定した荷重―変形関係に掲げる方法により得られた荷重―変形関係を用いて求めること。